

- ・この契約書は案であり、契約締結までに変更及び追加する場合がある。
- ・単独の法人と契約締結する場合を想定して作成している。

広島県公営企業会計財務会計システム再構築・運用保守委託業務及び賃貸借契約書（案）

広島県を甲とし、〇〇を乙とし、甲及び乙は、次のとおり委託契約及び賃貸借契約を締結した。
(目的)

第1条 甲は、広島県公営企業会計財務会計システム（以下「本システム」という。）の構築、運用及び保守業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、前項の規定により構築した本システムを甲に賃貸し、甲は、これを甲の指定する場所において賃借することを約した。（以下この賃貸借に係る契約を「賃貸借契約」という。賃貸借物件は別紙1のとおり。）

3 本システムの委託業務及び賃貸借に関し、必要な事項を定めるものである。

4 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約対象)

第2条 本システムの委託業務及び賃貸借の内容は、この契約書に定めるもののほか、「広島県公営企業会計財務会計システム再構築・運用保守委託業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

2 この契約の内容の全部又は一部に変更の必要性が生じたときは、甲乙の合意に基づき、これを変更できるものとする。

(契約期間等)

第3条 本システムに係る契約期間等は、次のとおりとする。

(1) 委託業務

本システムの構築期間は、令和〇年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

運用・保守期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(2) 賃貸借契約

本システムの賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(賃借料)

第5条 甲の乙に対する賃借料は、月額〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の賃貸料には、乙の本システムの構築期間に要する費用を含むものとする。

(賃借料の支払等)

第6条 乙は、1か月毎に、その期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は乙から適法な請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して賃貸料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、算定対象期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(運用・保守の在り方)

第7条 乙は、本システムの運用・保守に当たり、仕様書及び提案に基づき協議された内容により、委託業務を誠実に実施するものとする。

2 運用・保守業務に当たり、乙は、システムの効率化、改善を念頭に業務を行い、甲に対し、必要な助言・提案等を行うものとする。

(システムの運用・保守委託料)

第8条 甲は、本システムの運用・保守に要する費用（以下「運用・保守委託料」という。）として、月額金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を、乙に支払うものとする。

(賃貸者の責務)

第9条 乙は、本システムの賃貸借期間中、本システムの正常な稼働を保全するものとする。

(運用・保守に係る業務実績報告書等)

第10条 乙は、甲に対し、毎月業務実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務実績報告書を受理したときは、10日以内に確認検査を実施しなければならない。

(運用・保守委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による確認検査を受けたときは、第8条に定める額による運用・保守委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に運用・保守委託料を乙に支払うものとする。

- 2 甲が支払期日までに乙に対して運用・保守委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、算定対象期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(資料の貸与等)

第12条 乙は、委託業務の履行に当たり、甲が所有する仕様書等の資料その他の情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報（以下「開示情報等」という。）の貸与又は開示を求めることができるものとする。

- 2 乙は貸与又は開示された開示情報等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

(開示情報等の管理)

第13条 乙は、開示情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとする。

- 2 乙は、開示情報等について、委託業務上その必要がなくなった時点で遅滞なく甲に返却するものとする。

なお、開示情報等が電子文書又は電磁的記録の場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(秘密情報の保持)

第14条 甲及び乙は、この契約における「秘密情報」を、この契約に基づき互いから開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報
(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。

- 2 甲及び乙は、互いに秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、相互の事前の書面による同意又は法令により開示を求められた場合を除き、他の第三者に開示、公表及び配布をしないものとする。

なお、秘密情報の取扱いについては、甲及び乙が協議の上定める。

- 3 甲及び乙は、秘密情報を開示された目的にのみ使用するものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙が、秘密情報を自己の履行補助者に開示する場合には、相互の事前の同意を得ることを要しない。ただし、この場合、甲及び乙は、開示する履行補助者に対して本条の責任を遵守させなければならないものとする。

- 5 甲及び乙は、秘密情報の開示は、互いに対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

- 6 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する者において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報又は既に保有していた情報
(2) 開示後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
(5) 保持義務に課すことなく第三者に開示した情報

- 7 第2項に規定する義務は、この契約が終了した場合（解除された場合を含む。以下同じ。）も存続する。

- 8 甲及び乙は、この契約が終了したとき、各々の求めがあったとき又は必要がなくなった場合に、各々の指示に応じ、第1項に規定する秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。電子文書又は電磁的記録によって開示された場合の秘密情報の返却及び破棄処分の方針に関しては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

- 9 甲及び乙は、情報公開に関する法令（広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）を含

む。この項において同じ。)に基づき各々の秘密情報が記載された文書の開示又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、開示又は提出に関し、相互に意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、開示又は提出に係る手続的な保証を与えるもとする。また、法令による場合以外で、甲及び乙、各々の秘密情報を記載された文書の開示又は提出をしようとする場合は、相互に十分な協議の上、第2項に規定する同意を得て行うものとする。

(機密情報の取扱等)

第15条 乙は、この契約の履行のため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、機密情報を取り扱う作業場所をあらかじめ甲に報告するものとし、当該作業場以外で機密情報を取り扱ってはならない。

3 乙は当該作業場所又は甲が指定する場所以外に機密情報を持ち出してはならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第16条 乙は、この契約の履行に関して「広島県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(著作権の帰属等)

第17条 甲及び乙は、本システムの開発で作成された著作権の帰属について、次のとおり合意するものとする。

(1) 新規に作成された著作権

この業務において、新規に開発された本システムの著作権については、第3条(2)の期間が満了するまでは乙に帰属するものとする。また乙は、甲が本システムを利用するため必要な範囲で、甲及び甲が委託し又は利用を認めたものに対し、著作権法に基づく利用、改変を無償で許諾するものとする。ただし、第3条(2)の期間満了及び当該期間に係る賃貸料の支払をもって、成果物の著作権は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

(2) 従前から有していた著作権及び汎用的な利用が可能な著作権

甲及び乙が従前から有していた著作権については、各々甲及び乙に帰属するものとする。この場合、乙は、甲に対し、成果物について甲が本システムを利用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(3) 乙は、甲に対し、本システムの著作者人格権を行使しないものとする。

(4) その他の事項については、仕様書によるものとする。

(再委託などの禁止)

第18条 乙は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の実施の状況などの報告を求め又は実地に調査できるものとする。

(1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。

(5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、甲における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の

終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第20条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(甲の解約・契約解除権)

第21条 第3条の規定にかかわらず、甲は解約希望日の1か月前までに乙所定の方法で乙に通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。ただし、甲が契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、乙が定める期日までに乙の定める方法によりその損害を支払うものとする。なお、乙は、期間中、本契約を中途解約できないものとする。

- 2 甲は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの利用料がある場合には、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。
- 3 前項の支払において、第3条第1号の本システムの構築期間に要した費用については、甲乙協議の上決定し、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。
- 4 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由なく、利用期間内において本システム利用業務を提供しないとき。
 - (2) 乙が、その責めに帰すべき事由により、契約期間内において委託業務又は賃貸借を連続して提供する見込みが明らかないと認められるとき。
 - (3) 乙が、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求できるものとする。

第22条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
 - 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りなが

ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（乙の契約解除権）

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が、この契約に違反し、乙がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間を経過してもなお当該違反が是正されないとき。

(2) 甲が、正当な理由なく、利用料の支払請求に応じないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、当該解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に請求することができるものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第25条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等からの不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（天災などによる履行不能）

第26条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を甲に申し出るものとする。

2 この場合、甲と乙は、対処方法について、誠実に協議するものとする。

（損害賠償）

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定による賠償額について、甲及び乙が協議の申し入れをした場合、損害発生の状況や違反の程度等の事情を考慮し、甲及び乙で協議の上、賠償額を定めるものとする。

（管轄裁判所）

第28条 この契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第29条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県上下水道部長

乙

別記

機密情報取扱特記事項

第1章 基本的事項

(機密情報)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、機密情報を本件業務の履行のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件業務の履行のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に

規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。)する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帶責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帶してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務を処理するために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならぬ。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2(秘密の保持)、第12(機密情報の返還、消去又は廃棄)、第14(漏えい等の発生時における報告)及び第16(損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うに当たって個人情報を取得する場合には、業務を遂行するために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

（利用目的の明示）

第4 受注者は、業務を行うに当たって本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

（安全管理措置）

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（再委託等）

第7 受注者は、発注者の書面による承諾を得て再委託等を行う場合には、再委託等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帶してその責任を負うものとする。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が業務を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件業務の履行のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となつた情報については、隨時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、業務の遂行において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの業務遂行の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成AIの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく業務遂行のため、生成AI（文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルをいう。以下同じ。）又は生成AIを利用したサービス（以下「生成AI等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本業務に関して入力した内容が生成AI等の学習に利用されない生成AI等を使用すること。
- 2 生成AI等を利用して作成した納品成果物については、生成AI等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成AI等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(再委託等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特

記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帶責任)

第 11 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帶してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による業務を遂行するために利用又は作成した機密データについて、業務完了後直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が発注者の承認を得て再委託等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、業務終了後直ちに再委託等の相手方から機密データを回収し、又は再委託等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は隨時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託等の相手方に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12（機密データの返還等）、第 13（再委託等の相手方からの回収等）、第 14（報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。）及び第 18（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するもとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

別紙

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が業務を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、業務中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で隨時に機密データの消去を行うとともに、業務完了後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないよう適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスをBCCに入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
受注者において、本業務の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、業務の履行期間中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 再委託先等の従事者
再委託先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が再委託先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノートPC等のモバイル端末の社外利用
 - ノートPC等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノートPC等のモバイル端末を第三者が使用するがないよう、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノートPC等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノートPC等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆Wi-Fi等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノートPC等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノートPC等のモバイル端末の持込みを行わないこと。
 - (2) 書類の取扱いについて
機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。

- ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。
 - イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。
 - ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。
 - エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。
- (3) その他の禁止事項
- ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。
 - イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件業務に係る内容を話してはならない。
 - ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本業務に係る内容及び本業務を推察できる内容の発信を行なってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1) 一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口に、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2) 続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3) 受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

別記様式

機密データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	<input type="checkbox"/> 日本国のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名) (日本国外に保存する機密データの概要)
3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (利用契約先の情報) ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等 <input type="checkbox"/> 無
4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※ 3が「有」の場合のみ記載してください。 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (第三者認証の名称：) <input type="checkbox"/> 無

<p>5 生成A Iの利用の有無</p> <p>※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I 又は生成A I を利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。</p>	<input type="checkbox"/> 有 ア 利用サービス名 イ サービス提供事業者 ウ 生成A I を利用する業務及び作業の具体的内容 <input type="checkbox"/> 無
<p>6 再委託等の有無</p> <p>※ 本契約に係る業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいいます。）。</p>	<input type="checkbox"/> 有 (再委託先等の名称) (再委託先等に委託する具体的な業務内容) <input type="checkbox"/> 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。